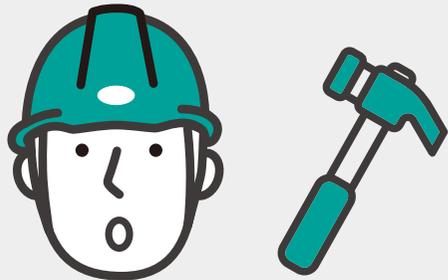


建設業許可更新のご案内

行政書士法人スマートサイド



〒112-0002

東京都文京区小石川1-3-23 ル・ビジュー 601

行政書士法人 スマートサイド

建設業許可更新の際の注意点

 **5年ごと**

建設業許可の有効期間は5年です。5年に1度、建設業許可の更新手続きが必要になります。

注意点 1

- ・ 経營業務管理責任者
- ・ 専任の技術者

といった許可の要件は、建設業許可を更新する際にも、満たしていなければなりません。

注意点 2

- ・ 決算変更届
- ・ 各種変更届

が未提出の場合、先に変更届を提出するように求められることがあります。

注意点 3

更新期限を1日でも過ぎると、建設業許可は自動的に失効し、未許可業者となってしまいます。

いずれかひとつでも該当すると、建設業許可を更新（維持）することができません。



行政書士法人スマートサイド

建設業許可更新の必要書類

建設業許可の更新の際には、主に以下の書類が必要になります。

申請書類

- ・建設業許可申請書
- ・役員等一覧表
- ・営業所一覧表
- ・専任技術者一覧表など

公的書類

- ・身分証明書
- ・登記ないこと証明書
- ・履歴事項全部証明書
- など

確認資料

- ・経營業務管理責任者
- ・専任の技術者
- の常勤を証明する資料、
国家試験合格証など

各申請書の書き方、様式
が定められています。



常勤を証明する資料、
国家試験合格証など

他にもさまざまな書類の提出が必要で
1つでも間違えると大変なことに…

行政書士法人スマートサイドに ご依頼ください！

こんな時にぜひどうぞ

時間がない…

難しくてできない…

専門家に丸投げしたい…



行政書士法人スマートサイドでは、

【申請書類の作成】【公的書類の収集】【都庁や県庁への提出】

のすべてを、更新期限内に、御社に代わって、作業させて頂くことが可能です

特に「期限が迫っている」ような場合は、
スマートサイドに丸投げして頂いた方が安全です！

建設業許可更新申請の費用

費用	建設業許可更新【行政書士報酬として】	・・・	165,000円
	更新手数料【都庁や県庁に支払う費用】	・・・	50,000円
	法定必要書類【身分証明書など／1通あたり】	・・・	2,200円

建設業許可の更新は、5年に1度の重要な手続きです。「費用の安さ」や「価格の低さ」で行政書士事務所を選ぶと、思わぬ失敗を招くことにもなりかねません。確かに価格は大事かもしれませんが、それ以上に「経験」や「専門知識」を備えている行政書士事務所を頼りにしてみても如何でしょうか？

行政書士法人スマートサイドは、建設業許可更新はもちろんのこと、「経管・専技の変更手続き」「経営事項審査や入札参加資格の申請手続き」「建設会社の合併や分割などの事業承継に関する手続き」など、建設業に関する行政庁への各種手続きに精通した数少ない行政書士法人です。

